

1 業務目的

香川県立善通寺支援学校旧校舎跡地の草刈、雑木の伐採及び処分をすることを目的とする。

2 業務内容

- (1) 作業場所 香川県立善通寺支援学校旧校舎跡地
香川県善通寺市善通寺町字伏見2594番1、2437番2
場所は別紙1、別紙2のとおり
- (2) 作業面積 約15,100㎡
※別紙1のとおり、赤色の部分は小石が多く含まれる土地である。
- (3) 作業時期 契約締結日から令和7年3月31日
作業実施日は、発注者と協議のうえ決定する。
- (4) 作業時間 祝祭日及び土曜日、日曜日を除く平日の8時30分～16時30分
- (5) 作業内容
- ・敷地全面の除草を行い、処分する。雑木は伐採し、処分する。
 - ・フェンス外周の草（跡地側から伸びているもの）の除草も行う。
 - ・フェンスに絡まっている蔦等もきれいに取り除き、処分する。

【別紙1の赤色の部分】

小石が多くあり、草地の中に雑木が生えている部分等の詳細な説明のため、見積時には現場確認を要する。

事前に善通寺支援学校（0877-62-7631）へ連絡を入れること。

3 業務完了報告書

業務完了後、作業報告書に作業場所（草刈り及び雑木7か所）の作業前と作業後の写真を撮影し、発注者へ提出するものとする。撮影箇所については、現場確認時に説明を行う。

4 その他

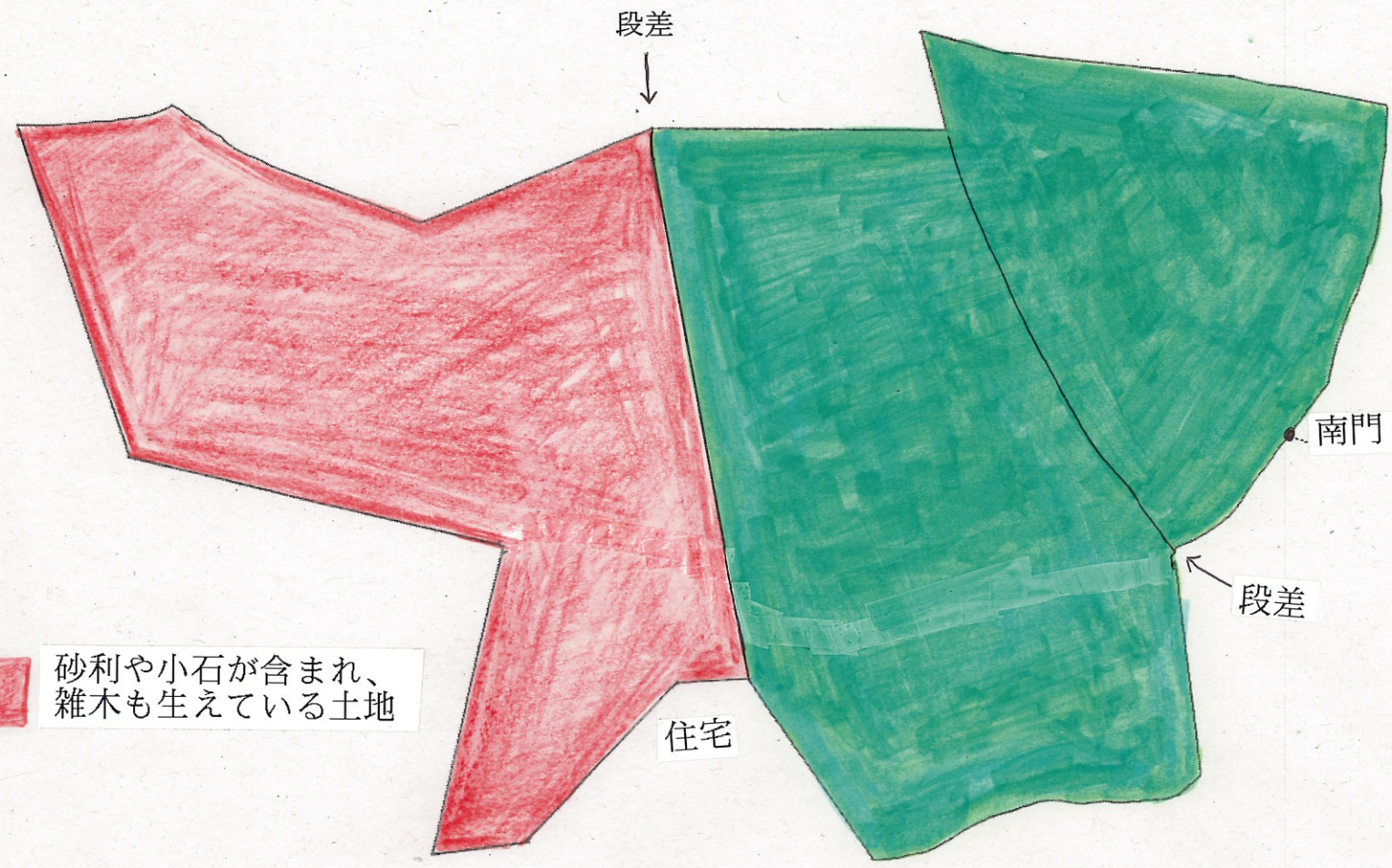
- (1) 業務に当たっては、労働関係法令等を遵守すること。
- (2) 業務実施中に近隣住民等とのトラブルがあった場合は、誠意をもって対応するとともに、速やかに発注者へ報告すること。
- (3) 業務に当たっては、周辺の施設、設備等を傷つけないよう注意深く作業すること。
- (4) 業務に当たっては、業務中の事故防止に万全を期するとともに、第三者に損害又は危害等が及ばないように十分に注意すること。
- (5) 除草作業に当たっては、除草剤を用いないこと。
- (6) 薬剤等を使用する場合は、事前に発注者に協議し承認を得ること。
- (7) 草や雑木等の処分時には、廃棄物処理に関する法律・規則・条例等の規定を遵守すること。
- (8) 業務実施に際し、必要な経費は、全て受注者の負担とする。
- (9) この仕様書に定めていない事項並びに疑義が生じた場合は、すべて協議により決定する。

別紙 1

旧校舍跡地

除草作業実施場所

砂利や小石が含まれ、
雑木も生えている土地



学校案内図

現在の校舎住所

〒765-0001 香川県善通寺市仙遊町二丁目1番2号

香川県立善通寺支援学校

